

平成29年度 第4回桜井市学校規模適正化検討委員会 会議録（概略）

1 日 時

2017年（平成29年）8月29日（火）9:30～11:00

2 場 所

中央公民館 2階 研修室1

3 出席者

(1) 委員（9名）

岩本廣美委員，宮村裕子委員，河合淳好委員，今谷浩二委員，片木伸光委員，山下貴司委員，中西豊委員，奥田勝彦委員，奥田道明委員

(2) 事務局（2名）

河合課長，米田アドバイザー

4 会議の成立

委員10名中、9名出席で、委員の過半数が出席しているため、桜井市学校規模適正化検討委員会要綱第6条第2項の規定により会議が成立

5 協議事項

(1) 議事

①桜井市立小・中学校の適正規模・適正配置について（答申案）

②その他

6 資料

- ・次第
- ・平成29年度 第3回桜井市学校規模適正化検討委員会 会議録（概略）
- ・桜井市の学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

7 協議内容

(1) 議事

①桜井市立小・中学校の適正規模・適正配置について（答申案）

はじめに、1 学校の現状と問題について

- ・「(2)学校規模からみた学校教育に関する問題点」では、学校教育の問題点が示され、学校規模を適正化していくことがその後に示されている。しかし、適正化することによって、どのような子どもを育てたいのかということが示されていない。記載した方が良いと思う。
- ・何のために適正化を進めるのかという根本的な事項は、どこかに示した方が良いと思う。1～2行程度で、そのことについて記載してはいかがか。
- ・基本方針の中に、桜井市の目指す子ども像を示したものを作成しようとする。答申においても、同様に示すことを検討する。
- ・「(2)学校規模からみた学校教育に関する問題点」の2段落目において、「地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であり、非常災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設である」との文章が、標題と合致していないため、変

更した方が良いと思う。

- ・指摘の通り、2段落目は文章が長く理解しにくいものとなっている。ここで言おうとしていることは、学校規模の問題とともに、学校施設の老朽化対策が先送りできない重大な課題であるということである。見直しをしてはいかがか。
- ・標題と文章で整合が取れるように見直しを行いたい。

## 2 学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方、おわりに

- ・「(1)適正化に取り組む基本的な視点について」の2つ目の○に「教育体制」とあるが、「教育体制」とは具体的には何を示しているのか。
- ・クラス編成や教職員の配置等の総合的なソフト面についての意味を示していると思う。このままの表現になるかも知れないが、それも含めて検討して頂きたい。
- ・基本方針においては、一般の方にもわかるようにしておく必要があるため、表現については検討していく。
- ・「(2)学校の適正な規模について」の2つ目の○において、「35人以下」とあるが、一般の方から市が行うと誤解を招かないか。
- ・1年生については35人以下とする。学級の児童・生徒数は、これより少なくすると市の単費で補完することになるため国の基準で設定する。
- ・例えば、2年生から6年生に関しても30～40人等、幅を持たせた人数を設定することはできないのか。一方で、クラス替えができる人数を保ちながらも、きめ細かな対応ができる人数としてはいかがか。
- ・1年生では35人、2年生から6年生は40人を超えないという条件から、現在でも30人が2クラスの学校もある。
- ・学級の児童生徒数は、もともと文部科学省の基準を踏襲している。答申では、「小学校1年生が35人以下、小学校2年生～6年生及び中学生は40人以下を基本とすること」等、柔軟な表現への変更を考える。
- ・もし将来、市長が1年生の学級の児童・生徒数を30人とするとした場合でも、現在の内容が妨げるものではないと思う。奈良市では、1年生の学級の児童生徒数は30人としている。山間部の地域では、村費で講師を雇っている事例もある。
- ・括弧書きで、少人数加配は省く等の補足は必要ないか。
- ・答申なので、そこまで補足する必要はないと思う。これについても、現在の内容が妨げるものではないと考える。
- ・「(2)学校の適正な規模について」の3つ目の○は、通学時間について示されているが、これは「(2)学校の適正な規模について」ではなく、「(3)学校の適正な配置について」に含まれる内容ではないのか。
- ・前回の骨子の中で、規模を決めるために通学時間を設定している。  
2つ目の○に、学級の児童・生徒数が示されており、この人数が確保できない場合、複数の学校を統合して、ある程度の規模にしなければならないという縛りが出てくる。それを防ぐために、通学距離が長いと、子どもたちの通学に対する体力面に問題が出てくるため、通学についても配慮した規模とすることを示している。そのことによって、4中学校区を守っていくということにもつながっていく。
- ・「(4)適正化を推進する上での留意点について」の2つ目の○において、「障害のある児童・生徒」との表現があるが、「特別支援が必要な児童・生徒」に変更した方が良いと思う。

- ・「(4)適正化を推進する上での留意点について」の最後に、教職員の体制についても触れてはどうか。小中一貫教育を推進していくのならば、進めていく先生方等のソフト面も大事になってくる。県との関係もあるが、小中学校両方の免許を持っている先生を配置することや、少人数加配、教職員の資質・能力の向上等についても触れてはいかがか。
- ・教職員の体制について具体的に示してしまうと課題も出てくるので、主旨を踏まえて、事務局の方で文案を検討して頂きたい。
- ・中学校の先生の中で、小学校の先生の免許を持っている人は少ない。これについては、これからの課題になってくると思う。
- ・小学校の先生で、中学校の先生の免許を持っている人は半分ぐらい。小学校の先生は幼稚園の先生の免許、中学校の先生は高校の先生の免許を持っている。
- ・学校の先生は市ではなく県で採用しているので、市としてできることは、積極的な働きかけと、市独自の教職員の研修会を主催することである。
- ・小中一貫校については導入することを検討する段階で、なかなか小中の免許を持った教員を採用する等は追加しにくい。新しい教育体制に向けて、教職員の配置等を考える等の文言にしておいた方が良いと思う。
- ・事務局で修正案を作成して頂きたい。
- ・「(5)適正化の取組の進め方について」の1つめの○に「適正規模校の老朽化対策」とあるが、わかりにくいので文言を変更して頂きたい。
- ・小規模校の学校は優先的に老朽化対策をしていかなければならないが、適正規模の学校であっても老朽化が進んでいけば、老朽化対策を進めていかなければならないということを示している。
- ・番号を振った方が良いと思うがこのままでも良いと思う。
- ・今後の進め方についてはどのようなになるのか。
- ・今回は、修正部分の確認と答申を行いたい。